

建築許可申請の手引 (都市計画法第43条第1項)

建築許可（建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設）申請書を当該申請地に係る市町を経由して提出して下さい。（提出部数 正本1部、副本2部、計3部）

法第42条第1項ただし書許可申請についても、この手引を参考にして下さい。

□1 条例及び提案基準の号数にかかわらず共通のもの

この申請書にはつぎの図書を表に記載の添付順序に従い添付して下さい。

添付順序	図書の名称	明示すべき事項等	確認欄
1	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書	(法規則第34条別記様式第九)	
2	建築物(等)概要書	・「敷地面積との比」の欄は建ぺい率、容積率の両方を記入 (県細則第10号様式、用紙は配付)	
3	委任状	(申請手続を委任している場合のみ) ・委任内容及び日付(法律の条項及び申請位置等) ・代理者の氏名の他、住所及び電話番号も記入	
4	申請の理由書	・申請と利用内容の説明を記入	
5	位置図 (1/1万～1/5万程度)	・縮尺、方位 ・申請地の位置(申請区域を赤枠で表示)	
6	付近見取図 1/(1/1千～1/3千程度)	・縮尺、方位 ・申請地の位置(申請区域を赤枠で表示) ・道路、排水施設等申請敷地周辺の公共施設 ・主要交通機関からの経路、隣接建築物その他の目標となる地物 ・市街化区域の用途地域	
7	公図の写	(登記所で閲覧したもので、最近(新)のもの) 写す範囲は申請地とその周辺 ・縮尺、方位 ・申請地の位置(赤枠で申請区域を表示) ・写した場所、年月日及び写した者の記名押印 (分合筆等している場合は閉鎖したのもも必要な場合があります。)	
8	土地登記簿謄本	・最近(新)のもの(閉鎖したのもも必要な場合があります。)	
9	(申請地が農地の場合のみ) 農地転用許可申請の受理証明書	(許可済の場合は、許可済証明書又は転用事実確認証明書)	
10	敷地現況図 (1/300以上)	・縮尺、方位、土地の面積、形状 ・申請地の境界 ・申請地及び隣接地の地盤高(がけ、擁壁等のある場合はその断面位置、又別図で土地の断面図等) ・建築物、工作物等の位置及び形状 ・排水施設の位置、種類、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称(浸透施設を設けるときはその構造)	
11	配置図 (1/300以上)	・道路の位置、性格及び幅員(公私道の別、公道は認定番号、開発許可によるものは許可と検査済の番号と年月日、道路位置指定は番号と年月日) ・敷地求積その他、土地の状況を示す事項 (断面図、構造図が必要な場合は別葉でも可)	
12	排水計算書	(排水施設が基準に適合している必要があります) (根拠条項 政令第36条第1項第1号イ)	
13	建築物平面図 (1/100以上)	・縮尺、方位、間取り、各室の用途	

裏面につづく

14	建築物立面図 (1/100以上)	・縮尺、軒の高さ、建築物の高さ	
その他、土木事務所長が必要と認める図書			

・申請者が土地の所有権等を有していない場合は土地所有者等の施行の同意を得て下さい。

□2 (条例及び提案基準の号数)

政令第36条第1項第3号ハ **条例第4条第1号**(第2条第1号(いわゆる農家分家))
 政令第36条第1項第3号ホ **提案基準③**(農家の二・三男が分家する場合の住宅等)

の場合は1の表の添付順序の8の次に添付して下さい。

別紙の<条例第2条第1号>(いわゆる農家分家)、<提案基準③>(農家の二、三男が分家する場合の住宅等)の許可申請の手引による図書を添付して下さい。

□3 (条例及び提案基準の号数)

政令第36条第1項第3号ハ **条例第4条第2号**(第2条第4号(増築・改築))
 政令第36条第1項第3号ホ **提案基準⑨**(建築物の建替え等)

の場合は1の表の添付順序の8の次に添付して下さい。

添付順序	図書の名称	明示すべき事項等	添付確認欄
8-2	既存建築物と申請建築物との新旧対照表	・新旧それぞれの用途、規模、構造、敷地の範囲及び延べ面積の既存建築物に対する申請建築物の比	
8-3	既存建築物の建築時期を証する書類	(建築確認通知書、建築物の登記簿謄本、建築物の課税評価証明書、建築許可書等)	
8-4	既存建築物平面図 (1/100以上)	・縮尺、方位、間取り、各室の用途	
その他、土木事務所長が必要と認める図書			

□4(条例及び提案基準の号数)

政令第36条第1項第3号ハ **条例第4条第1号**(第2条第5号(既存宅地))
 政令第36条第1項第3号ホ **提案基準⑩**(既存宅地)

の場合は1の表の添付順序の8の次に添付して下さい。

添付順序	図書の名称	明示すべき事項等	添付確認欄
8-2	宅地と同様な土地であったことを証明する書類	(建築確認通知書、建築物の登記簿謄本、農地転用証明書、課税評価証明書、閉鎖登記簿謄本、閉鎖公図の写、航空写真等)	
8-3	連たん図	・市街化区域からの最短部の直線距離、周辺の市街化区域の用途地域、建築物の敷地の範囲及び番号	
8-4	周辺建築物リスト	・周辺建築物の使用者、所在地、用途	
その他、土木事務所長が必要と認める図書			

他の案件については、担当者と調整して下さい。